

「き弾射撃による皮膚障害並一般臨床的症狀觀察」

第一章 緒言

自昭和十五年九月七日―至昭和十五年九月十日間砲四門（六〇〇發）十榴八門（六〇〇發）ニヨルき彈射撃ヲ實施セリ

第一地域發射彈數ハ毎ヘクター一〇〇發總數一、八〇〇發（野砲ニ換算ス）射撃時間ハ四十分、十五分間射撃、十五分間休、十分間射撃ナリ

第二地域ニ於テハ發射彈數ハ毎ヘクター二〇〇發總數三、二〇〇發第三地域ハ發射彈數毎ヘクター三〇〇發總數四、八〇〇發ナリ

被檢物ハ地域内ノ野砲偽掩體、壕、輕棲息所、觀測所、掩蓋MG座監視所、特殊構築物内等ニ各々配置セリ

第一地域陣地ニ配置セルモノハ無帽滿服下着上靴ヲ着用セシメ無裝面トス

第二地域陣地ニテハ無帽夏軍衣袴上靴ヲ着用セシメ無裝面者三名、裝面者三名トス

昭和十七、六、大藏省

1090

第一章 緒言

自昭和十五年九月七日―致昭和十五年九月十日間砲四門（六〇〇發）十榴八門（六〇〇發）ニヨルき彈射撃ヲ實施セリ

第一地域發射彈數ハ毎ヘクター一〇〇發總數一、八〇〇發（野砲ニ換算ス）射撃時間ハ四十分、十五分間射撃、十五分間休、十分間射撃ナリ

第二地域ニ於テハ發射彈數ハ毎ヘクター二〇〇發總數三、二〇〇發第三地域ハ發射彈數毎ヘクター三〇〇發總數四、八〇〇發ナリ

被檢物ハ地域内ノ野砲偽掩體、壕、輕棲息所、觀測所MG掩蓋座監視所、特殊構築物内等ニ各々配置セリ

第一地域陣地ニ配置セルモノハ無帽滿服下着上靴ヲ着用セシメ無裝面トス

第二地域陣地ニテハ無帽夏軍衣袴上靴ヲ着用セシメ無裝面者三名、裝面者三名トス

陸軍

1091

第三地域陣地ニ配置セルモノハ夏軍衣袴ヲ着用セシメ無裝面者二名裝面者三名トス

き彈射撃後四時間、十二時間、二十四時間、二日、三日或ハ五日後ニ於ケル一般症狀（神經障礙ヲ伴フモノヲ含ム）皮膚症狀、眼部、呼吸器、消化器ニ於ケル症狀經過ヲ觀察セリ

尚水疱内容液ノ人體接種試驗、血液像並尿尿検査ヲ實施セリ

第二章 症例

第一地域陣地内被檢者ノ症狀及其後ノ經過
二八七號

九月七日き彈射撃後四時間全身倦怠、口唇發赤ヲ認メ翌八日一時頃ヨリ全身倦怠、脱力感ヲ覺ヘ頸部發赤、顔面浮腫、眼瞼浮腫狀前脛背面部發赤、二十二時頃ヨリ口唇ニ粟粒大水疱發生アリ
九日二十二時頃ヨリ口唇ニ多数粟粒大乃至米粒大ノ水疱發生、十日十七時發熱三七度、肩甲部、頸前胸、腹、四肢、陰囊一般ニ發

第一地域陣地内被檢者ノ症狀及其後ノ經過
二八七號

九月七日き彈射撃後四時間全身倦怠、口唇發赤ヲ認メ翌八日一時頃ヨリ全身倦怠、脱力感ヲ覺ヘ頸部發赤、顔面浮腫、眼瞼浮腫狀前脛背面部發赤、二十二時頃ヨリ口唇ニ粟粒大水疱發生アリ
九日二十二時頃ヨリ口唇ニ多数粟粒大乃至米粒大ノ水疱發生、十日十七時發熱三七度、肩甲部、頸前胸、腹、四肢、陰囊一般ニ發

「き弾射撃による皮膚障害並一般臨床的症狀観察」複製史料経歴票

複製史料経歴票		防衛庁防衛研究所 職 史 室	
表 題	き弾射撃による皮膚障害 並一般臨床的症狀観察		複製用ネガ有 無 複製有 無
この史料を戦史室が入手した経緯	入手時期 昭和39年12月15日	移管受 （氏 名）	購入 その他
提供 者	大阪市生野区 池田苗夫		
史料の表紙に記入されている事項以外の参考事項	池田書翰参照		
史料作成、記述、口述者の当時の又は史料内容当時の官職氏名等、史料批判上参考となる事項	池田苗夫氏略歴 昭8.11～10.8 10FM附(44ル) 一等軍医 昭15.7～17.11 関東軍防疫給水部附(軍医少佐) 昭17.11～終戦 支那駐留軍司令部附(軍医中佐)		
以上の経歴記注時期、経歴記注者	昭和39年12月15日 2室佐	(氏 名)	辻 秀 雄
史料についての所見記入欄 記入者は記入年月日 官職氏名等を付し捺印する	池田苗夫氏からは、戦時中作られた軍陣衛生に関する史料を多数寄贈を受けている。表題の「き弾射撃による……観察」は、人を使用して行なった試験の成績であり、得難い貴重なものである。それによると、人体に対する影響が具さに記されているが、それらの人が死に致ったかについては記されていない。 昭39.12.15 2室佐 辻 秀 雄		
この史料管理上の最高責任者	防衛庁事務官職史室長 西 浦 進		

(注) 永久保存を考慮し、極力詳細記入し、要すれば別紙に記述する。

1082

池田苗夫氏からは、戦時中作られた軍陣衛生に関する史料を多数寄贈を受けている。表題の「き弾射撃による……観察」は、人を使用して行なった試験の成績であり、得難い貴重なものである。それによると、人体に対する影響が具さに記されているが、それらの人が死に致ったかについては記されていない。

臺灣東軍防疫給水部將校高等文官職員表

昭和十五年八月二十二日訓製
關東軍

[illegible]

公文書の公開審査実施計画

58.12.20

1 趣 旨

史料庫保管の公文書等を一般公開するため、戦史部所員によって内容審査を実施する。

2 審査の順序

- (1) 第1段階：大日記及び公文備考関係。
 - (2) 第2段階：上記以外の公文書
 - (3) 第3段階：非公文書資料（個人の日記、回想録等）
 - (4) 第4段階：未整理資料。
- } 具体的実施要領は
} 別途検討する。

3 審査組織

別紙第1「審査組織図」

4 実施要領

- (1) 審査を要する簿冊の抽出

審査会議は、事前に文書を点検し、内容審査を要する文書簿冊を抽出する。ただし、審査を要する文書簿冊の抽出順位については、随時図書館と協議する。

- (2) 審査要領

ア 戦史部所員は、別紙第2「内容審査実施要領」による内容審査を実施する。

イ 審査会議は、各四半期毎に整理された審査結果の整理及び審査会

- 談の審査にゆだねるべきものとして摘出され、文書の内容審査を行う。
なうとともに、問題事項発生の都度、随時検討を実施する。
- (3) 室長は、業務等の事由により内容審査の担当ができない所員について事前に審査会議（企画班長）へ通報するとともに、各所員に対し各四半期毎に別紙第3「内容審査担任表」を示達する。（割当ては3カ月に10冊を基準とする。）
- (4) 審査会議は、各四半期毎に「内容審査担任表」を作成するとともに、審査結果の整理・記録を実施する。
- (5) 審査の結果については、戦史部企画班長かう図書館事務長に通報する。

5 注意事項

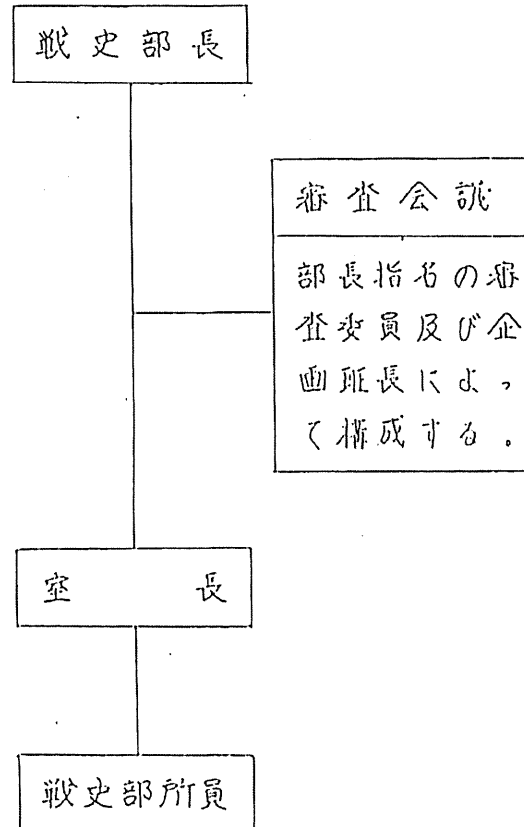
審査の際は、常に鉛筆（シャープペンシルを含む。）のみを使用する。

6 備考

種別欄の略号 {
○プライバシーに関するもの——P
○国益に関するもの——N
○社会的反響に関するもの——S

別紙第 1

査 査 組 織 図



内容審査実施要領

- 1 公開・非公開の判定及び審査会議にゆだねるべき文書の摘出を実施する。
判定の準拠は、付紙第1「公文書の非公開に関する判定の指針」による。
- 2 非公開とすべきものについては、付紙第2「非公開文書審査表」に、
分類番号、簿冊標題（ただし、分類番号だけで明確な場合は省略できる。）、
種別、文書標題（簡略化できる。）及び内容を記入し、当該文書の最初
の頁に挿入する。
全文非公開の文書が連続している場合は、非公開文書審査表1枚にそ
れぞれの件名を列挙して、当該文書の最初の頁に挿入するとともに、最
後の頁には付箋紙を挿入しその範囲を明示する。文書1件でも長文の場合は前記に準ずる。
部分非公開の場合において、数頁にわたる部分削除を非公開文書審査
表1枚に列挙した場合は、部分削除の頁毎に付箋紙を挿入してその位置
を明示する。
内容の記入に際しては、文書全部の非公開（全文非公開）と一部分の
非公開（部分非公開）の区分を明記し、部分非公開の場合は、その個所
を詳細に記述（又は図示）し、その数（削除数）を付記する。
- 3 審査会議の審査にゆだねるべきものは、付紙第3「摘出文書審査表」
に、分類番号、簿冊標題、種別及び当該文書の表題を記入し、当該個所
に挿入する。

内 容	审 查	担 任 表
-----	-----	-------

Nº _____

室名_____代名_____

[illegible]

※ 1 記事欄には全文非公開、部分非公開、摘出の審査表の数を記入する。

2 判定は、審査会議で決定する。

公文書の非公開に関する判定の指針

(1) 陸・海軍公報等の刊行物は、内容にかかわらず公開とする。

(2) 処置要領

- 印—「公開」すべきもの
 △ 印—部分的に公開を制限するもの（部分非公開）
 公開の条件を付記
 × 印—「非公開」とすべきもの（全文非公開）
 摘出—判定を審査会議の審査に仰ぐもの

1. プライバシーに関するもの

審査すべき内容		審査項目	判定要領
(1) 人事に関するもの	人事記録に類するもの	願書(採用願)、志願書、退官願	○
		宣誓書、(身元)保証書	○
		卒業証書写、免許証写	○
		成績表、成績証明書	×
		履歴書、履歴表(海)、勤務歴	○
		兵籍、戦時名簿、文官名簿(陸)	○
		考課調査表、考課表	×
		勤務届報、勤務評定	×
		身元調査	×
		結婚願	○
		休暇願	○

照 査 す べ き 内 容		照 査 項 目	判 定 要 領
(1) 人事に関するもの	成績序列が記入されている名簿	(修業等)成績表(一覧表)	△
		(技能等)検定記録(一覧表)	△
		昇任の上申書	△
		褒賞等の上申書	○
	第731防疫給水部関係人事資料		抽出
(2) 行政罰に関するもの (懲戒処分)		懲罰言渡書	△
		報告書類	△
		取調書、聴取書	△
		身上調書	×
(3) 裁判及び軍法会議に関するもの		判決文	×
		調書等の裁判記録	×
		審理手続中に不起訴となったもの	×
(4) 思想調査に関するもの (人名の記述がある文書)		報告書	△
		調査記録	△
(5) 戸籍に関するもの		戸籍謄(抄)本	×
		除籍謄(抄)本	×
(6) 医療に関するもの		診断書	○
		身体検査證	○
		帰郷療養	○

氏名を削除して公開

氏名を削除して公開、ただし、
将校及び同相当官については
破壊取除ものを除き全文公開

署名で内容周知の裁判は全文公開

氏名を削除して公開

特定の病気(精神病、
癲病、性病)に関するものは全文非公開、その他は公開

審査すべき内容	審査項目	判定	扱い
(7) 叙位・叙勲等及び学位取得の資格審査に関するもの	上 申 書	○	
	審査関係資料	×	
	撫奪(収奪)関係資料	△	氏名を削除して公開
(8) 恩赦に関するもの (但し、明治22年帝国憲法発布の恩赦を除く。)	恩赦名簿	×	
	捕虜名簿	×	
(9) 日本人捕虜で個人名に関するもの	文中の捕虜名	△	著名で人名周知の事例を除き氏名を削除して公開
	戦争責任問題に関するもの	摘出	
(10) 皇室(天皇及び皇族)に関するもの	皇族のプライバシーに関するもの	摘出	
(11) B・C級戦犯に関する記録		△	
(12) 逃亡及び自殺に関する記録		△	氏名を削除して公開
(13) 囚人取扱いに関する記録		△	

2 国益を損なう恐れのあるもの

査 査 す べ き 内 容	査 査 項 目	判 定 要 領	
(1) 戦争関係法規違反及び国際問題 へ発展する恐れのあるもの	(ア) 外国人(捕虜を含む)の虐待	摘出	
	(イ) 領土問題		
	(ウ) 略奪及び虐殺等		
(2) 高度な諜報及び謀略に関するもの	(エ) 有毒ガスの使用	摘出	
	(ア) 現在にも関係ある内容 を含んでいるもの		
(3) 現在係争中の案件に関するもの	(イ) 外国諜報員の氏名		

3 好ましくない社会的反響を喚起する恐れのあるもの

査 査 す べ き 内 容	査 査 項 目	判 定 要 領	
(1) 同和問題に関するもの ^{水戸氏}	(ア) 水平社運動に関するもの	摘出	差別を察知している 恐れのあるもの
	(イ) 賤民出身であることを察 知させるもの		
(2) 細菌兵器に関するもの	(ア) 実験についての報告・記録	摘出	
	(イ) 使用の疑いを抱かせるもの		
(3) 人道上公開をはばかるもの	死者の写真等	摘出	

付紙第 2

赤 色	
非 公 開 文 書 審 査 表	
分類番号	簿 冊 表 題
種 別	文 書 表 題
内容審査（非公開事項） （全文非公開、部分非公開）	
（削除数： ）	

付紙第 3

青 色	
摘 出 文 書 審 査 表	
分類番号	簿 冊 表 題
種 別	文 書 表 題
審査所見及び非公開事項 1 審査所見： 2 非公開事項（全文非公開、部分非公開）	
（削除数： ）	